

瑞浪市が発注する公共工事の技術者等の複数現場への配置基準

1. 営業所専任技術者が非専任の現場配置技術者となることができる場合

- ① 下記通知の「近接」の定義として、「概ね半日程度で現場の職務を終え、営業所へ帰着することができること」として取り扱うこととします。

【国土建第 18 号 平成 15 年 4 月 21 日 国土交通省通知】

当該営業所において請負契約が締結された工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。

2. 現場に配置された専任の主任技術者が他工事の主任技術者を兼務できる場合

- ① 市発注工事における専任の主任技術者の兼務については、下記国土交通省通知に準じて判断することとします。ただし、下記通知（1）中「工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所」とあるのは「工事現場がともに瑞浪市内」に読み替えるものとします。

【国土建第 272 号 平成 26 年 2 月 3 日】

- （1） 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- （2） （1）の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
- （3） （1）及び（2）の適用に当たっては、法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意されたい。

【建設業法施行令第 27 条第 2 項】

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、専任の監理技術者には適用されません。

- ② 主任技術者を兼任する場合は、受注者が兼任する全ての工事担当課あてに、主任技術者（現場代理人）兼務届（別記様式）を提出しなければならない。

3. 現場代理人の常駐義務を緩和できる場合

① 当面の間は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場がともに瑞浪市内である工事について、同一の現場代理人をこれらの対象工事現場に配置できるものとします。

② 現場代理人については、工事請負契約約款第10条第2項の規定により工事現場への常駐が義務付けられているが、下記の要件をすべて満たし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合においては、同一の現場代理人を複数の工事現場に配置できるものとする。ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りでない。

●工事がともに市発注工事であること。

●請負工事の合計額が税込3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満であること。

●直近2ヶ年度における市発注工事の当該工種に係る工事成績評定点の平均が70点以上であること。

※1) 変更により、請負金額の合計が税込3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。

※2) 直近2ヶ年度における受注実績が無い場合には、③の要件は満たさないものとする。

③ 工事請負契約約款第10条第3項の規定については、上記②によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱う。

ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で当該期間が設計図書もしくは打合せ記録簿等の書面により明確となっていることが必要である。

一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

二 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電気品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

④ 現場代理人を兼任する場合は、受注者が兼任する全ての工事担当課あてに、主任技術者（現場代理人）兼務届（別記様式）を提出しなければならない。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。